

まん延防止等重点措置期間

(7月12日～8月1日)

大阪府内の飲食店（町村を除く）約10万店舗を外観等（20時～21時30分）で営業時間短縮への協力状況を確認

○まん延防止等重点措置期間中（6/21～7/11）の個別要請の文書通知を行った店舗

外観確認

○まん延防止等重点措置延長後（7/12～）、外観等により現地確認を行った結果、時短に依っていないことを確認した店舗

法31条の6第1項に基づく要請の手続き

個別店舗への要請
(事前通知)
241店舗

外観確認

個別店舗への要請
(通知)
125店舗

未協力店舗（241店舗）に通知後、
50店舗が時短に協力

法31条の6第3項に基づく命令の手続き

営業時間短縮命令
(事前通知)
77店舗

実地調査

弁明の機会の付与
(2W)
77店舗

営業時間短縮命令
(通知)

店舗への現地確認
(命令違反の確認)

地方裁判所へ通知
(過料)

※緊急事態宣言中（4/25～5/31） ⇒ 裁判所へ通知済 **11店舗**
 // （6/1～6/20） ⇒ 裁判所へ通知に向け協議中 **21店舗**